

一般社団法人あびりてい

定 款

# 一般社団法人あびりてい 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人あびりていと称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(公 告)

第3条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 この法人は、「障害者、高齢者、および生活困窮者等、社会的弱者の福祉の増進」、「児童および青年の健全育成」、「人種、性別、障害その他の事由による不当な差別又は偏見の防止および根絶」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域移行支援事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく地域定着支援事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (7) 高齢者や障害者、不登校児、引きこもりの方等が地域の方とふれあい、協力関係を築くためのサロンの運営、イベントや研修および交流会の開催
- (8) 上記の事業を行うにあたり必要な情報の収集および支援者研修、地域との連携、ボランティアやスタッフ等の人材の育成
- (9) ソーシャル・インクルージョンを実現するための社会への啓発・啓蒙活動
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動に携わるものとして入会した個人または団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあったものまたは学識経験者で社員総会において推薦された者

(入 会)

第7条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、この法人所定の入会申込書により申し込むものとする。

- 2 代表理事は、社員総会において定める入会および退会規定（以下「会員規約」という。）に定める基準により入会の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金および会費)

第8条 正会員および賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員規約に基づき入会金および会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 前項の会費等および賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業および管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 正当な理由なく、1年以上連絡がつかなくなったとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第10条 正会員および賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員および賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったとこの法人が認めた場合。
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合。
- (5) その他、この法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合。

- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利

を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の総額ならびにその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 社員の除名
- (5) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (6) 入会の基準ならびに会費等および賛助会費の金額
- (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分または譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般法人法」に規定する事項およびこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類および開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的な方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。書面または電磁的方法により、決議権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、「一般法人法」第49条第2項に規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第5条 役員

(種類および定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上8名以内

二 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事および監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理

事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事のうち、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事または使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務および権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を統括する。

3 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務および財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度にかかわる計算書類および事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会および理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事および監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、社員総会において別に定める役員報酬規程により支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程による。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と  
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第42条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除または限定)

第31条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(設置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時および場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更および廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分および譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任および解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(6) 第31条の責任の免除および同条第2項の責任限定契約の締結

（種類および開催）

第34条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

（招集）

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第3項第2号または第4号の前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（決議）

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）



第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第7章 基金

(基金の抛却)

第42条 この法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第43条 基金の募集、割り当ておよび払い込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の抛却者の権利)

第44条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第45条 基金の抛却者に対する返還は、変換する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第8章 資産および会計

(事業計画および収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号およ

び第2号の書類については報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

（事業年度）

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更、合併および解散

（定款の変更）

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併等）

第50条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般法人法」上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

（解 散）

第51条 この法人は、一般法人法第148条第1号および第2号ならびに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（残余財産の処分）

第52条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国もしくは地方公共団体または公益認定法第5条17号に掲げる公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（剰余金の非分配）

第53条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 情報公開

（情報公開）

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

（個人情報保護）

第55条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報取扱要領によるものとする。

## 第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 5 6 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員)

第 5 7 条 この法人の設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。

住 所 群馬県前橋市鶴光路町 96 番地 5

設立時社員 持田 千恵

住 所 群馬県伊勢崎市大手町 21 番 15 号

設立時社員 高橋 宜隆

住 所 群馬県前橋市大前田町 647 番地 10

設立時社員 中村 祐子

(最初の役員)

第 5 8 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は次のとおりとする。

設立時 理事 持田 千恵

設立時 理事 高橋 宜隆

設立時 理事 中村 祐子

設立時代表理事 住所 群馬県前橋市鶴光路町 96 番地 5

持田 千恵

設立時 監事 浦部 浩司

(法令の準拠)

第 5 9 条 本定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人あびりてい設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名・押印する。

平成 年 月 日

設立時社員

氏名 持田 千恵 印

氏名 高橋 宜隆 印

氏名 中村 祐子 印